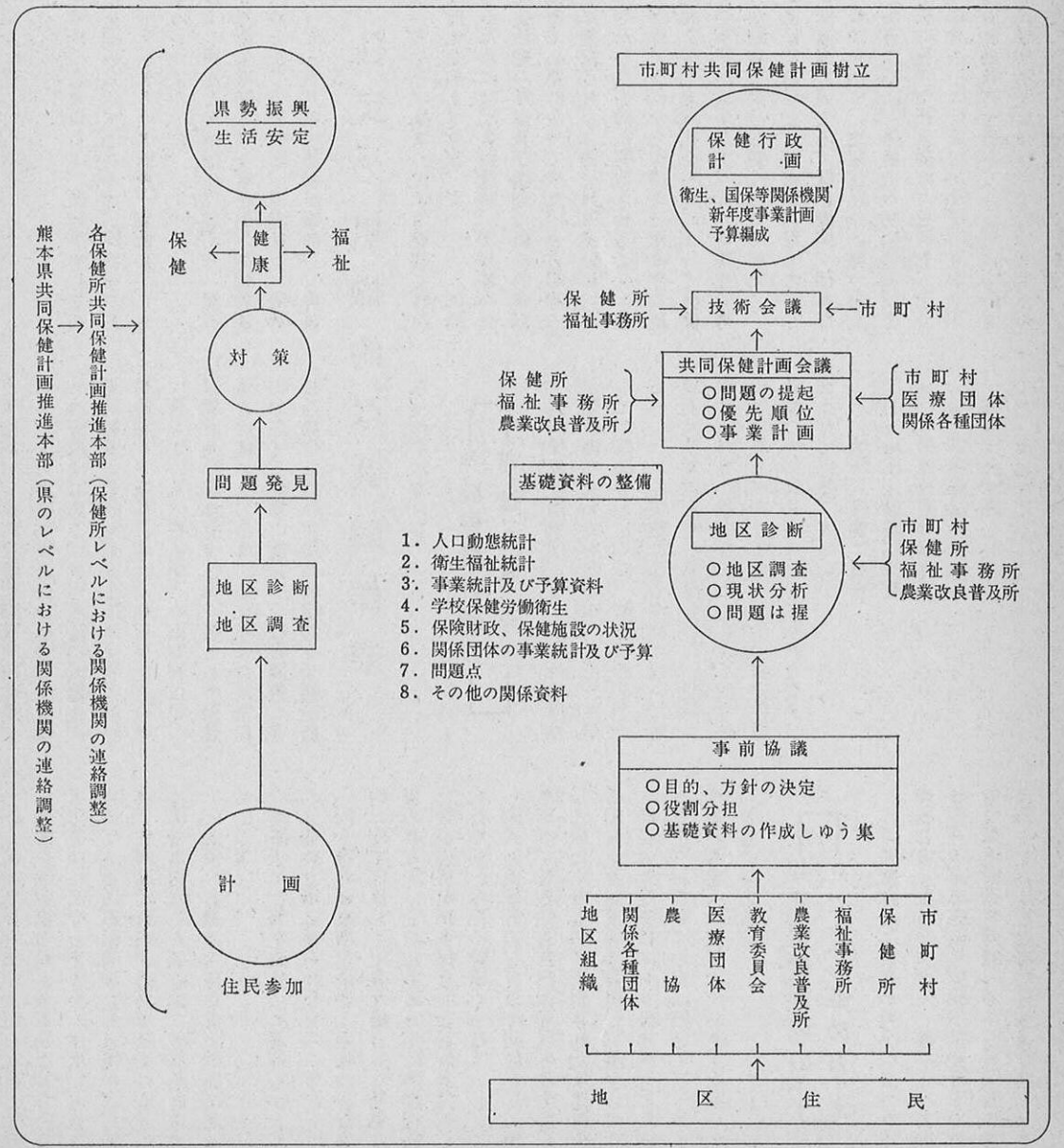


町村で実際に実施してゆくための市町村レベルにおける保健計画が立案される時であり、この時には、各プログラム別、職種の個々の事業の実施計画が中心となり、また、これと、同時に保健所において市町村の保健計画に対する保健所の活動計画および保健所個々の保健計画（監視行務など）がたてられる。概説的にいえば、通常、技術的な事業は市町村中心に、行政指導取り締まり的な保健計画は保健所単位に計画されると考えてよい。

イ、事前協議

共同保健計画を始めるには、まず各市町村ごと、もしくは保健所単位で関係機関、団体責任者が会合をもって、事前のトップレベルの打ち合わせを行なうことが大切である。従来、ややもすれば業務担当者のみで計画がたてられて、その全体の調整がとれなかったり、また理事者や管理者が、事業の遂行にあたって、その方針決定に関心をもち行なわれないために、後で思わぬ、くいちがいを来たすことがあった。保健所運営協議会や国保運営協議会などで、このような事項についての話し合いが行なわれるなら極めて有意義なことである。保健所長は、市町村長や助役と常時接触を保って、地方自治体の理事者の啓蒙につとめることが大切である。また衛生課長、保健課長との常時の接触はもち論のことである。こ

熊本県共同保健計画の推移



ハ、共同保健計画会議の資料の作成

各種の資料をあつめて要約し、それをだれにでもわかるような形で提供する必要がある。各資料を生のまま出しては到底これは消化しきるものではないので、簡潔な箇条書きの要約やグラフなどの統計や視覚的にわかりやすくした図や、自作スライドなど、衛生教育の原理方法を充分活用した資料の作成が大切である。このためには、衛生教育担当者を中心として保健婦、統計担当者などよく打合せて、皆でチームになって市町村の衛生課、国保課の人々の援助をして、できるだけ市町村が自らの手で資料をつくるように努力されることが大切である。また問題を考えるのに、効果的な映画やスライドがあればそれをとのえてゆくこともよい。資料の最終的なとりまとめや作成は、衛生課長、国保課長の手によってなされるべきである。

ニ、共同保健計画会議の開催

会議は市町村が主体となり、地区組織活動に参加している団体の関係者をまじえ、保健所は助言的な立場で参加するのが最もよい。この会議は、市町村自治体の自発性を高め、役場および住民の自主的な問題決定を行なう最も大切なものとして、保健所は最も教育的な配慮が必

ホ、保健行政計画

共同保健計画で示された保健計画の方針に基づいて、市町村衛生課、国保課では新年度の事業計画および予算編成にとりかからなければならない。共同保健計画は、予算および事業計画の確立によって、はじめてその第一目的を達すること

ヘ、広報活動

保健行政に関する市民や関係機関の関心と協力を得るためには、広報活動が大切である。予算がきまると、市政ニュース、公民館ニュース、ローカル紙などあらゆる方法をつかって、地区の保健問題に対する保健行政計画の予算についての広報活動が必要である。また共同保健計画に参加した機関、団体、個人にはぜひとも確定した予算を知らせてその計画の遂行にさらに積極的な参加を期する必要がある。

ロ、基礎資料の作成

共同保健計画会議においては、市町村保健計画の施策 (Policy) を決め、それに対する総合的な事業計画の大綱をつくるためのものであり、一種の戦略会議的な会合であるので、それに提出するプログラムだけを詳細に説明するためのものよりは、市町村の保健問題とその対策を全体的に考えるための資料が必要であり、この全体的な計画にひきつづいて行なわれるプログラム別、地区別、職種別の保健計画のときには、それに関する事項についての、より詳細な基礎資料が必要となる。また基礎資料という、ややもすれば理想的なほう大なものを要求しがちであるが、まず可能な範囲から始めることが最も大切である。また保健所は、資料作成のフォームを示す程度にして、できるだけ市町村が自ら資料をまとめて作成するように助言し、援助することが必要である。特に市町村の衛生課の衛生行政関係の資料作成については、保健所の総務課、衛生課および予防課の職員の指導にまつことが多い。